

議第12号

令和3年度富士市一般会計予算について

令和3年度富士市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第13号

令和3年度富士市国民健康保険事業特別会計予算について

令和3年度富士市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第14号

令和3年度富士市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和3年度富士市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第15号

令和3年度富士市介護保険事業特別会計予算について

令和3年度富士市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第16号

令和3年度富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計予算について

令和3年度富士市新富士駅南地区土地区画整理事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第17号

令和3年度富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計予算について

令和3年度富士市第二東名IC周辺地区土地区画整理事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第18号

令和3年度富士市駐車場事業特別会計予算について

令和3年度富士市駐車場事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第19号

令和3年度富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計予算について

令和3年度富士市富士山フロント工業団地第2期整備事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第20号

令和3年度富士市森林財産特別会計予算について

令和3年度富士市森林財産特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第21号

令和3年度富士市鈴川財産区特別会計予算について

令和3年度富士市鈴川財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第22号

令和3年度富士市今井財産区特別会計予算について

令和3年度富士市今井財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第23号

令和3年度富士市大野新田財産区特別会計予算について

令和3年度富士市大野新田財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第24号

令和3年度富士市檜新田財産区特別会計予算について

令和3年度富士市檜新田財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第25号

令和3年度富士市田中新田財産区特別会計予算について

令和3年度富士市田中新田財産区特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第26号

令和3年度富士市水道事業会計予算について

令和3年度富士市水道事業会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第27号

令和3年度富士市公共下水道事業会計予算について

令和3年度富士市公共下水道事業会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第28号

令和3年度富士市病院事業会計予算について

令和3年度富士市病院事業会計予算を別紙のとおり定める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

議第29号

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例制定について

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市附属機関設置条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号

富士市附属機関設置条例（平成30年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1中富士市福祉有償運送運営協議会の項の次に次のように加える。

富士市社会福祉センター事業審議会	(1) 社会福祉センターの運営方法及び利用条件について審議すること。 (2) その他社会福祉センター事業に関し必要な事項について審議すること。	8人以内	(1) 福祉関係団体の代表者等 (2) 公共的団体の代表者等 (3) 公募による市民 (4) 学識経験者 (5) その他市長が必要と認める者	委嘱された日から諮問事項に係る審議が終了するまで
------------------	--	------	--	--------------------------

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第30号

富士市地区まちづくりセンター条例の一部を改正する条例制定について

富士市地区まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市地区まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号)

富士市地区まちづくりセンター条例（平成19年富士市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号中「を適切に維持管理する」を「の使用の承認に関する」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第13条を第14条とする。

第12条第2項中「第10条」を「第11条」に改め、「市」の次に「及び指定管理者」を加え、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条第4号中「第7条各号」を「第8条各号」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第6条から第8条までを1条ずつ繰り下げる。

第5条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

2 第4条第3項の規定により読み替えて適用する前項ただし書の規定によりセンターの開館時間を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

第4条に次の1項を加え、同条を第5条とする。

2 前条第3項の規定により読み替えて適用する前項ただし書の規定によりセンターの休館日を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

第3条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、富士市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富士市条例第8号）の定めるところにより指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 前条各号（第3号及び第5号を除く。）に掲げる事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) その他施設の管理業務に関するもののうち市長が必要と認める業務

3 指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第5条第1項ただし書、第6条第1項ただし書、第7条、第8条、第10条及び第11条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（同条第5号中「を適切に維持管理する」を「の使用の承認に関する」に改める部分を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第6条の承認を受けている者は、改正後の第7条の承認を受けたものとみなす。

議第31号

富士市職員定数条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市職員定数条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条 例 第 号)

富士市職員定数条例（昭和41年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2, 155人」を「2, 138人」に改め、同項第5号中「243人」を「251人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第32号

富士市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する
ものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

富士市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和41年富士市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「なつた」を「なつた」に、「あつては」を「あつては」に、「行なつては」を「行っては」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

第3条中「第2条」を「前条第1項」に、「行なう」を「行う」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨に基づき、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏名

別記第2号様式中「㊱」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第33号

富士市職員の修学部分休業に関する条例制定について

富士市職員の修学部分休業に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市職員の修学部分休業に関する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が修学部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の承認は、当該職員の1週間当たりの正規の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、職員の修学のため必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

3 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）

(2) 学校教育法第115条に規定する高等専門学校

(3) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(4) 学校教育法第134条に規定する各種学校

(5) 前各号に掲げるもののほか、公務に関する能力の向上に資すると任命権者が認める教育施設

4 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、任命権者が必要と認める期間とする。

(修学部分休業の期間の延長)

第3条 修学部分休業をしている職員は、延長をしようとする期間の末日及び期間の延長を必要とする理由を明らかにして、任命権者に対し、修学部分休業の期間の延長を申請することができる。

2 修学部分休業の期間の延長は、特別な事情があると任命権者が認める場合を除き、1回に限るものとする。

(修学部分休業中の給与)

第4条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、富士市職員の給与に関する条例（昭和41年富士市条例第34号）第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する給料の調整額及び地域手当の月額並びに管理職手当及び特殊勤務

手当（月額をもって定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を減額した給与を支給する。

（修学部分休業の承認の取消事由）

第5条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、若しくは停学にされ、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第34号

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号)

富士市職員の給与に関する条例(昭和41年富士市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第6項ただし書を削る。

第4条の2中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附則に次の1項を加える。

(臨時の任用等による教育職員に対する義務教育等教員特別手当の支給に関する特例)

13 学校教育法に規定する小学校又は中学校に勤務する教育職員として、法第22条の3第4項の規定により臨時の任用を行う場合又は富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年富士市条例第28号)の規定により任期を定めて採用する場合は、第22条の2第1項の規定にかかわらず、同条の規定を当該教育職員に適用する。

別表第4(1)行政職給料表等級別基準職務表8級の項中「市長公室長」の次に「、技監」を加える。

別表第4(3)医療職給料表(1)等級別基準職務表3級の項中「又は副部長」を「、副部長又は規則で定める室長」に改め、同表4級の項中「、総括部長又は規則で定める室長」を「又は総括部長」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行し、改正後の附則第13項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議第35号

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正
する条例制定について

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号)

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年富士市条例第38号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「次条において」を「以下」に改める。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校又は中学校に勤務する教育職員として、法第22条の3第4項の規定により臨時的任用を行う場合又は富士市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年富士市条例第28号）の規定により任期を定めて採用する場合は、この条例の規定を当該教育職員に適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

議第36号

富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市手数料条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条例 第 号)

富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第86号の3の表を次のように改める。

低炭素建築物の認定単位	手数料の額	
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面として市長が認めたものを添付した場合		その他の場合
一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号から第86号の7までにおいて同じ。）	5,000円	3万7,000円
一戸建ての申請に係る戸数（以下の住宅以外の号及び次号から第86号の7までにおいて「申請部分（人の居住の用に供する部分）」とある。）が1戸のもの	5,000円	3万7,000円
用廊下、共用部分（共用廊下、共用部分（申請戸数が2戸以上5戸以下のもの）	1万円	7万5,000円
階段その他（申請戸数が6戸以上10戸以下のもの）	1万7,000円	10万6,000円
用部分と認めるもの（申請戸数が11戸以上25戸以下のもの）	2万9,000円	15万円
下この号及（申請戸数が26戸以上のもの）	4万9,000円	21万5,000円

び次号から 第86号の 7までにお いて「共用部 分」という。) を除く。) を いう。以下この 号及び次 号から第 86号の7 までにおい て同じ。)	50戸以下のもの		
	申請戸数が51戸以上	8万8,000円	30万9,000円
	100戸以下のもの		
	申請戸数が101戸以上	13万9,000円	41万8,000円
	200戸以下のもの		
	申請戸数が201戸以上	17万6,000円	54万9,000円
	300戸以下のもの		
	申請戸数が301戸以上	18万8,000円	64万4,000円
一戸建ての 住宅以外の 部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1万円	11万8,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万7,000円	14万9,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	2万9,000円	19万5,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	8万7,000円	30万4,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル	13万7,000円	39万円

	ル以内のもの		
	床面積の合計が 1 万平方メートルを超える、 2 万 5, 000 平方メートル以内のもの	17万4, 000円	46万6, 000円
	床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートルを超えるもの	21万7, 000円	54万3, 000円
一戸建ての住宅以外の部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	1 万円	都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの（以下この号及び次号において「市長が定める基準」という。）による審査を行う場合 24 万 6, 000 円
			その他の場合 9 万 4, 000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超える、 1, 000 平方メートル以内のもの	1 万 7, 000 円	市長が定める基準による審査を行う場合 30 万 9, 000 円
			その他の場合 12 万円
	床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超える、 2, 000 平方メートル以内のもの	2 万 9, 000 円	市長が定める基準による審査を行う場合 39 万 9, 000 円
			その他の場合 15 万 8, 000 円

	床面積の合計が 2, 000 平方メートル を超えるもの	8万7, 000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 56万 9, 000円
			その他の場合 25万 6, 000円
	床面積の合計が 5, 000 平方メートル を超える、1万平方メート ル以内のもの	13万7, 000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 70万 1, 000円
			その他の場合 33万 4, 000円
	床面積の合計が 1 万平方 メートルを超える、2万 5, 000 平方メートル 以内のもの	17万4, 000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 82万 9, 000円
			その他の場合 40万 2, 000円
	床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル を超えるもの	21万7, 000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 94万 6, 000円
			その他の場合 47万 1, 000円
その他の建 築物	床面積の合計が 300 平 方メートル以内のもの	1万円	市長が定める基準による審 査を行う場合 24万 6, 000円
			その他の場合 9万 4, 000円
	床面積の合計が 300 平 方メートルを超える、 1, 000 平方メートル 以内のもの	1万7, 000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 30万 9, 000円
			その他の場合 12万円

床面積の合計が 1,000平方メートル を超えるもの	2万9,000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 39万 9,000円
		その他の場合 15万 8,000円
床面積の合計が 2,000平方メートル を超えるもの	8万7,000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 56万 9,000円
		その他の場合 25万 6,000円
床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるもの	13万7,000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 70万 1,000円
		その他の場合 33万 4,000円
床面積の合計が1万平方 メートルを超えるもの	17万4,000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 82万 9,000円
		その他の場合 40万 2,000円
床面積の合計が2万 5,000平方メートル を超えるもの	21万7,000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 94万 6,000円
		その他の場合 47万 1,000円

備考 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に併せて、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、上記の表により算定した手数料の額に、建築物の床面積の区分に応じ、第76号に規定する額を加算する。

第2条第1項第86号の4の表を次のように改める。

低炭素建築物の認定単位		手数料の額	
		都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面として市長が認めたものを添付した場合	
一戸建ての住宅		3, 000円	1万9, 000円
一戸建ての住宅以外のもの		3, 000円	1万9, 000円
部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6, 000円	3万8, 000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	1万円	5万5, 000円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	1万7, 000円	7万8, 000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	2万9, 000円	11万2, 000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	5万3, 000円	16万3, 000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	8万3, 000円	22万3, 000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	10万6, 000円	29万2, 000円
	申請戸数が301戸以上のもの	11万3, 000円	34万1, 000円
	一戸建ての床面積の合計が300平方メートル以内のもの	6, 000円	6万円
	住宅の共用床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1万円	7万6, 000円

部分	方メートルを超える、 1,000平方メートル 以内のもの		
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超える、2,000平方 メートル以内のもの	1万7,000円	10万円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超える、5,000平方 メートル以内のもの	5万2,000円	16万円
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超える、1万平方メートル 以内のもの	8万2,000円	20万9,000円
	床面積の合計が1万平方 メートルを超える、2万 5,000平方メートル 以内のもの	10万4,000円	25万円
	床面積の合計が2万 5,000平方メートル を超えるもの	13万円	29万3,000円
一戸建ての 住宅以外の 部分及び共 用部分以外 の部分	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	6,000円	市長が定める基準による審 査を行う場合 12万 4,000円
			その他の場合 4万 8,000円
	床面積の合計が300平 方メートルを超える、	1万円	市長が定める基準による審 査を行う場合 15万

1, 000 平方メートル以内のもの		6, 000 円
		その他の場合 6 万 1, 000 円
床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超える、2, 000 平方メートル以内のもの	1 万 7, 000 円	市長が定める基準による審査を行う場合 20 万 2, 000 円
		その他の場合 8 万 2, 000 円
床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超える、5, 000 平方メートル以内のもの	5 万 2, 000 円	市長が定める基準による審査を行う場合 29 万 3, 000 円
		その他の場合 13 万 6, 000 円
床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超える、1 万平方メートル以内のもの	8 万 2, 000 円	市長が定める基準による審査を行う場合 36 万 4, 000 円
		その他の場合 18 万 1, 000 円
床面積の合計が 1 万平方メートルを超える、2 万 5, 000 平方メートル以内のもの	10 万 4, 000 円	市長が定める基準による審査を行う場合 43 万 2, 000 円
		その他の場合 21 万 8, 000 円
床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートルを超えるもの	13 万円	市長が定める基準による審査を行う場合 49 万 4, 000 円
		その他の場合 25 万 7, 000 円
その他の建	床面積の合計が 300 平	6, 000 円

建築物	方メートル以内のもの		査を行ふ場合 12万 4,000円
			その他の場合 4万 8,000円
床面積の合計が300平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	1万円	市長が定める基準による審査を行ふ場合 15万 6,000円	
		その他の場合 6万 1,000円	
床面積の合計が1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの	1万7,000円	市長が定める基準による審査を行ふ場合 20万 2,000円	
		その他の場合 8万 2,000円	
床面積の合計が2,000平方メートルを超える、5,000平方メートル以内のもの	5万2,000円	市長が定める基準による審査を行ふ場合 29万 3,000円	
		その他の場合 13万 6,000円	
床面積の合計が5,000平方メートルを超える、1万平方メートル以内のもの	8万2,000円	市長が定める基準による審査を行ふ場合 36万 4,000円	
		その他の場合 18万 1,000円	
床面積の合計が1万平方メートルを超える、2万5,000平方メートル以内のもの	10万4,000円	市長が定める基準による審査を行ふ場合 43万 2,000円	
		その他の場合 21万 8,000円	

床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル を超えるもの	13 万円	市長が定める基準による審 査を行ふ場合 49 万 4, 000 円
		その他の場合 25 万 7, 000 円

備考 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に併せて、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、上記の表により算定した手数料の額に、建築物の床面積の区分に応じ、第 76 号に規定する額を加算する。

第 2 条第 1 項第 86 号の 5 の表を次のように改める。

建築物の認定単位	手数料の額	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 35 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合していることを証する書面として市長が認めたものを添付した場合	その他の場合
一戸建ての住宅	5, 000 円	3 万 7, 000 円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	5, 000 円
	申請戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの	1 万円
	申請戸数が 6 戸以上 10 戸以下のもの	1 万 7, 000 円
	申請戸数が 11 戸以上 25 戸以下のもの	2 万 9, 000 円
	申請戸数が 26 戸以上 50 戸以下のもの	4 万 9, 000 円
	申請戸数が 51 戸以上 100 戸以下のもの	8 万 8, 000 円
		30 万 9, 000 円

	申請戸数が 101 戸以上 200 戸以下のもの	13万9, 000円	41万8, 000円
	申請戸数が 201 戸以上 300 戸以下のもの	17万6, 000円	54万9, 000円
	申請戸数が 301 戸以上 のもの	18万8, 000円	64万4, 000円
一戸建ての 住宅以外の 部分	床面積の合計が 300 平 方メートル以内のもの	1万円	11万8, 000円
	床面積の合計が 300 平 方メートルを超え、 1, 000 平方メートル 以内のもの	1万7, 000円	14万9, 000円
	床面積の合計が 1, 000 平方メートル を超え、 2, 000 平方 メートル以内のもの	2万9, 000円	19万5, 000円
	床面積の合計が 2, 000 平方メートル を超え、 5, 000 平方 メートル以内のもの	8万7, 000円	30万4, 000円
	床面積の合計が 5, 000 平方メートル を超え、 1 万平方メート ル以内のもの	13万7, 000円	39万円
	床面積の合計が 1 万平方 メートルを超え、 2 万 5, 000 平方メートル 以内のもの	17万4, 000円	46万6, 000円
	床面積の合計が 2 万	21万7, 000円	54万3, 000円

	5, 000 平方メートル を超えるもの		
一戸建ての住宅以外の部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	1 万円	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省、国土交通省令第 1 号）第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準（以下この号及び次号において「第 1 基準」という。）による審査を行う場合 24 万 6, 000 円
			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に規定する基準（以下この号及び次号において「第 2 基準」という。）による審査を行う場合 9 万 4, 000 円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えて、1, 000 平方メートル以内のもの	1 万 7, 000 円	第 1 基準による審査を行う場合 30 万 9, 000 円
			第 2 基準による審査を行う場合 12 万円
	床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超えて、2, 000 平方メートル以内のもの	2 万 9, 000 円	第 1 基準による審査を行う場合 39 万 9, 000 円
			第 2 基準による審査を行う場合 15 万 8, 000 円
	床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超えて、5, 000 平方メートル以内のもの	8 万 7, 000 円	第 1 基準による審査を行う場合 56 万 9, 000 円
			第 2 基準による審査を行う場合 30 万 9, 000 円

メートル以内のもの		場合 25万6,000円
面積の合計が5,000 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの	13万7,000円	第1基準による審査を行う 場合 70万1,000円
		第2基準による審査を行う 場合 33万4,000円
床面積の合計が1万平方 メートルを超え、2万 5,000平方メートル 以内のもの	17万4,000円	第1基準による審査を行う 場合 82万9,000円
		第2基準による審査を行う 場合 40万2,000円
床面積の合計が2万 5,000平方メートル を超えるもの	21万7,000円	第1基準による審査を行う 場合 94万6,000円
		第2基準による審査を行う 場合 47万1,000円
その他の建 築物	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	1万円 第1基準による審査を行う 場合 24万6,000円
		第2基準による審査を行う 場合 9万4,000円
床面積の合計が300平 方メートルを超え、 1,000平方メートル 以内のもの	1万7,000円	第1基準による審査を行う 場合 30万9,000円
		第2基準による審査を行う 場合 12万円
床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000平方 メートル以内のもの	2万9,000円	第1基準による審査を行う 場合 39万9,000円
		第2基準による審査を行う 場合 15万8,000円
床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000平方 メートル以内のもの	8万7,000円	第1基準による審査を行う 場合 56万9,000円
		第2基準による審査を行う 場合 25万6,000円

床面積の合計が 5,000平方メートル を超えるもの	13万7,000円	第1基準による審査を行う 場合 70万1,000円
		第2基準による審査を行う 場合 33万4,000円
床面積の合計が1万平方 メートルを超えるもの	17万4,000円	第1基準による審査を行う 場合 82万9,000円
		第2基準による審査を行う 場合 40万2,000円
床面積の合計が2万 5,000平方メートル を超えるもの	21万7,000円	第1基準による審査を行う 場合 94万6,000円
		第2基準による審査を行う 場合 47万1,000円

備考

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併せて、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、上記の表により算定した手数料の額に、建築物の床面積の区分に応じ、第76号に規定する額を加算する。
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項を記載する場合における手数料の額は、当該計画の認定の申請に係る一の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）ごとに、上記の表の建築物の認定単位の区分に応じて算定した手数料の額を合算した額とする。

第2条第1項第86号の6の表を次のように改める。

建築物の認定単位	手数料の額	
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面として市長が認めたものを添	その他の場合

		付した場合	
一戸建ての住宅		3, 000円	1万9, 000円
一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が1戸のもの 以下の中のもの	3, 000円	1万9, 000円
	申請戸数が2戸以上5戸 以下のもの	6, 000円	3万8, 000円
	申請戸数が6戸以上10 戸以下のもの	1万円	5万5, 000円
	申請戸数が11戸以上 25戸以下のもの	1万7, 000円	7万8, 000円
	申請戸数が26戸以上 50戸以下のもの	2万9, 000円	11万2, 000円
	申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	5万3, 000円	16万3, 000円
	申請戸数が101戸以上 200戸以下のもの	8万3, 000円	22万3, 000円
	申請戸数が201戸以上 300戸以下のもの	10万6, 000円	29万2, 000円
	申請戸数が301戸以上 のもの	11万3, 000円	34万1, 000円
一戸建ての 住宅以外の 住宅の共用 部分	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの 方メートルを超える、 1, 000平方メートル 以内のもの	6, 000円 1万円	6万円 7万6, 000円
	床面積の合計が 1, 000平方メートル を超え、2, 000平方 メートル以内のもの	1万7, 000円	10万円

	床面積の合計が 2, 000平方メートル を超える、5, 000平方 メートル以内のもの	5万2, 000円	16万円
	床面積の合計が 5, 000平方メートル を超える、1万平方メートル 以内のもの	8万2, 000円	20万9, 000円
	床面積の合計が1万平方 メートルを超える、2万 5, 000平方メートル 以内のもの	10万4, 000円	25万円
	床面積の合計が2万 5, 000平方メートル を超えるもの	13万円	29万3, 000円
一戸建ての 住宅以外の方 の住戸 部分及び共 用部分以外 の部分	床面積の合計が300平 方メートル以内のもの	6, 000円	第1基準による審査を行 う場合 12万4, 000円
			第2基準による審査を行 う場合 4万8, 000円
	床面積の合計が300平 方メートルを超える、 1, 000平方メートル 以内のもの	1万円	第1基準による審査を行 う場合 15万6, 000円
			第2基準による審査を行 う場合 6万1, 000円
	床面積の合計が 1, 000平方メートル を超える、2, 000平方 メートル以内のもの	1万7, 000円	第1基準による審査を行 う場合 20万2, 000円
			第2基準による審査を行 う場合 8万2, 000円
	床面積の合計が 2, 000平方メートル	5万2, 000円	第1基準による審査を行 う場合 29万3, 000円

	を超える、5, 000 平方メートル以内のもの		第2基準による審査を行う場合 13万6, 000円
	床面積の合計が5, 000 平方メートルを超える、1万平方メートル以内のもの	8万2, 000円	第1基準による審査を行う場合 36万4, 000円
			第2基準による審査を行う場合 18万1, 000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超える、2万5, 000 平方メートル以内のもの	10万4, 000円	第1基準による審査を行う場合 43万2, 000円
			第2基準による審査を行う場合 21万8, 000円
	床面積の合計が2万5, 000 平方メートルを超えるもの	13万円	第1基準による審査を行う場合 49万4, 000円
			第2基準による審査を行う場合 25万7, 000円
その他の建築物	床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	6, 000円	第1基準による審査を行う場合 12万4, 000円
			第2基準による審査を行う場合 4万8, 000円
	床面積の合計が300 平方メートルを超える、1, 000 平方メートル以内のもの	1万円	第1基準による審査を行う場合 15万6, 000円
			第2基準による審査を行う場合 6万1, 000円
	床面積の合計が1, 000 平方メートルを超える、2, 000 平方メートル以内のもの	1万7, 000円	第1基準による審査を行う場合 20万2, 000円
			第2基準による審査を行う場合 8万2, 000円
	床面積の合計が2, 000 平方メートルを超える、5, 000 平方メートル以内のもの	5万2, 000円	第1基準による審査を行う場合 29万3, 000円
			第2基準による審査を行う場合 13万6, 000円

メートル以内のもの		場合 13万6,000円
床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平方メートル以内のもの	8万2,000円	第1基準による審査を行う 場合 36万4,000円
		第2基準による審査を行う 場合 18万1,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	10万4,000円	第1基準による審査を行う 場合 43万2,000円
		第2基準による審査を行う 場合 21万8,000円
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	13万円	第1基準による審査を行う 場合 49万4,000円
		第2基準による審査を行う 場合 25万7,000円

備考

- 1 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に併せて、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、上記の表により算定した手数料の額に、建築物の床面積の区分に応じ、第76号に規定する額を加算する。
- 2 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画において建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項について当該計画の記載の変更の認定の申請をする場合（他の建築物を新たに加える場合を除く。）における手数料の額は、変更する一の他の建築物ごとに、上記の表の建築物の認定単位の区分に応じて算定した手数料の額を合算した額とする。
- 3 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画において他の建築物を新たに加える変更の認定の申請をする場合における手数料の額は、新たに加える一の他の建築物ごとの前号の表の建築物の認定単位に応じて算定した手数料の額とする。

第2条第1項第86号の7の表を次のように改める。

建築物の認定単位	手数料の額	
	建築物のエネルギー消費性	その他の場合

		能の向上に関する法律第 41条第1項第1号に掲げ る基準に適合していること を証する書面として市長が 認めたものを添付した場合	
一戸建ての住宅		5, 000円	建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第1条 第1項第2号イ(1)及びロ(1) に規定する基準（以下この 号において「第3基準」とい う。）による審査を行う場合 3万7, 000円
			建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令第1条 第1項第2号イ(2)及び(3)並 びにロ(2)及び(3)に規定する 基準（以下この号において 「第4基準」という。）によ る審査を行う場合 1万 8, 000円
一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請戸数が1戸のもの	5, 000円	第3基準による審査を行 う場合 3万7, 000円
			第4基準による審査を行 う場合 1万8, 000円
	申請戸数が2戸以上5戸 以下のもの	1万円	第3基準による審査を行 う場合 7万5, 000円
			第4基準による審査を行 う場合 3万5, 000円
	申請戸数が6戸以上	1万7, 000円	第3基準による審査を行 う

10戸以下のもの		場合 10万6,000円
		第4基準による審査を行う 場合 5万1,000円
申請戸数が11戸以上 25戸以下のもの	2万9,000円	第3基準による審査を行う 場合 15万円
		第4基準による審査を行う 場合 7万5,000円
申請戸数が26戸以上 50戸以下のもの	4万9,000円	第3基準による審査を行う 場合 21万5,000円
		第4基準による審査を行う 場合 11万2,000円
申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	8万8,000円	第3基準による審査を行う 場合 30万9,000円
		第4基準による審査を行う 場合 17万1,000円
申請戸数が101戸以上 200戸以下のもの	13万9,000円	第3基準による審査を行う 場合 41万8,000円
		第4基準による審査を行う 場合 24万3,000円
申請戸数が201戸以上 300戸以下のもの	17万6,000円	第3基準による審査を行う 場合 54万9,000円
		第4基準による審査を行う 場合 31万5,000円
申請戸数が301戸以上の もの	18万8,000円	第3基準による審査を行う 場合 64万4,000円
		第4基準による審査を行う 場合 35万8,000円
一戸建ての床面積の合計が300平 住宅以外の方メートル以内のもの	1万円	11万8,000円

住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	1万7,000円	14万9,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの	2万9,000円	19万5,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える、5,000平方メートル以内のもの	8万7,000円	30万4,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超える、1万平方メートル以内のもの	13万7,000円	39万円
	床面積の合計が1万平方メートルを超える、2万5,000平方メートル以内のもの	17万4,000円	46万6,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	21万7,000円	54万3,000円
一戸建ての住宅以外の部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1万円	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに規定する基準（以下この号から第86号の10までにおいて「第5基準」という。）によ

		る審査を行う場合 24万 6,000円
		建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに規定する基準（以下この号から第86号の10までにおいて「第6基準」という。）による審査を行う場合 9万4,000円
床面積の合計が300平方メートルを超える、1,000平方メートル以内のもの	1万7,000円	第5基準による審査を行う場合 30万9,000円 第6基準による審査を行う場合 12万円
床面積の合計が1,000平方メートルを超える、2,000平方メートル以内のもの	2万9,000円	第5基準による審査を行う場合 39万9,000円 第6基準による審査を行う場合 15万8,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超える、5,000平方メートル以内のもの	8万7,000円	第5基準による審査を行う場合 56万9,000円 第6基準による審査を行う場合 25万6,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超える、1万平方メートル以内のもの	13万7,000円	第5基準による審査を行う場合 70万1,000円 第6基準による審査を行う場合 33万4,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超える、2万5,000平方メートル	17万4,000円	第5基準による審査を行う場合 82万9,000円 第6基準による審査を行う

	以内のもの		場合 40万2,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	21万7,000円	第5基準による審査を行う 場合 94万6,000円
			第6基準による審査を行う 場合 47万1,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1万円	第5基準による審査を行う 場合 24万6,000円
			第6基準による審査を行う 場合 9万4,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1万7,000円	第5基準による審査を行う 場合 30万9,000円
			第6基準による審査を行う 場合 12万円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	2万9,000円	第5基準による審査を行う 場合 39万9,000円
			第6基準による審査を行う 場合 15万8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	8万7,000円	第5基準による審査を行う 場合 56万9,000円
			第6基準による審査を行う 場合 25万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	13万7,000円	第5基準による審査を行う 場合 70万1,000円
			第6基準による審査を行う 場合 33万4,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以内のもの	17万4,000円	第5基準による審査を行う 場合 82万9,000円
			第6基準による審査を行う 場合 40万2,000円

床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートル を超えるもの	21万7, 000円	第5基準による審査を行う 場合 94万6, 000円
		第6基準による審査を行う 場合 47万1, 000円

第2条第1項第86号の8の表を次のように改める。

建築物の判定単位	手数料の額
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	1万円
床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	1万7, 000円
床面積の合計が 300 平方メートルを超え、1, 000 平方メートル以内のもの	2万9, 000円
床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超え、2, 000 平方メートル以内のもの	8万7, 000円
床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超え、5, 000 平方メートル以内のもの	13万7, 000円
床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	17万4, 000円
床面積の合計が 1万平方メートルを超え、2万5, 000 平方メートル以内のもの	21万7, 000円
床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場合
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの

ギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。) の非住宅部分であって、工場等(工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。以下この号から第 8 6 号の 1 1 までにおいて同じ。) の用途に供する部分以外の部分	メートル以内のもの	合 24万6, 000円
	床面積の合計が 300 平方メートルを超えるもの	第 6 基準による判定を行う場合 9万4, 000円
	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	第 5 基準による判定を行う場合 30万9, 000円
	床面積の合計が 1, 000 平方メートルを超えるもの	第 6 基準による判定を行う場合 12万円
	床面積の合計が 1, 000 平方メートル以内のもの	第 5 基準による判定を行う場合 39万9, 000円
	2, 000 平方メートル以内のもの	第 6 基準による判定を行う場合 15万8, 000円
	床面積の合計が 2, 000 平方メートルを超えるもの	第 5 基準による判定を行う場合 56万9, 000円
	5, 000 平方メートル以内のもの	第 6 基準による判定を行う場合 25万6, 000円
	床面積の合計が 5, 000 平方メートルを超えるもの	第 5 基準による判定を行う場合 70万1, 000円
	メートル以内のもの	第 6 基準による判定を行う場合 33万4, 000円
特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載	床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの	第 5 基準による判定を行う場合 82万9, 000円
	1 万平方メートル以内のもの	第 6 基準による判定を行う場合 40万2, 000円
特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載	床面積の合計が 2 万 5, 000 平方メートルを超えるもの	第 5 基準による判定を行う場合 94万6, 000円
	2 万 5, 000 平方メートル以内のもの	第 6 基準による判定を行う場合 47万1, 000円
	床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	2 万円

された他の建築物以外の建築床面積の合計が 300 平方 物に限る。) の工場等の用途にメートルを超える、 1,000 供する部分	2万8,000円
平方メートル以内のもの	
床面積の合計が 1,000 平方 メートルを超える、 2,000 平方メートル以内 のもの	4万円
床面積の合計が 2,000 平方 メートルを超える、 5,000 平方メートル以内 のもの	10万3,000円
床面積の合計が 5,000 平方 メートルを超える、 1 万平方 メートル以内のもの	15万5,000円
床面積の合計が 1 万平方メー トルを超える、 2 万 5,000 平方メートル以内のもの	19万3,000円
床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートルを超 えるもの	23万9,000円

備考 特定建築物の非住宅部分の床面積を特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積とみなして上記の表を適用し算定した額（以下この号において「みなし算定額」という。）が上記の表により算定した額に満たないときは、みなし算定額を手数料の額とする。

第2条第1項第86号の9の表を次のように改める。

建築物の判定単位	手数料の額
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の床面積の合計が 300 平方 メートル以内のもの	6,000円
床面積の合計が 300 平方 メートル以内のもの	1万円

非住宅部分	メートルを超える、 1, 000 平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が 1, 000 平方 メートルを超える、 2, 000 平 方メートル以内のもの	1万7, 000円
	床面積の合計が 2, 000 平 方メートルを超える、 5, 000 平方メートル以内のもの	5万2, 000円
	床面積の合計が 5, 000 平方 メートルを超える、 1万平方メー トル以内のもの	8万2, 000円
	床面積の合計が 1万平方メー トルを超える、 2万5, 000 平 方メートル以内のもの	10万4, 000円
	床面積の合計が 2万5, 000 平方メートルを超えるもの	13万円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分	床面積の合計が 300 平方 メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場 合 12万4, 000円
		第6基準による判定を行う場 合 4万8, 000円
	床面積の合計が 300 平方 メートルを超える、 1, 000 平 方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場 合 15万6, 000円
		第6基準による判定を行う場 合 6万1, 000円
	床面積の合計が 1, 000 平方 メートルを超える、 2, 000 平 方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場 合 20万2, 000円
		第6基準による判定を行う場 合 8万2, 000円
	床面積の合計が 2, 000 平方	第5基準による判定を行う場

	メートルを超えるもの	合計 29万3,000円
	方メートル以内のもの	第6基準による判定を行う場合 13万6,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場合 36万4,000円
	トル以内のもの	第6基準による判定を行う場合 18万1,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場合 43万2,000円
	方メートル以内のもの	第6基準による判定を行う場合 21万8,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場合 49万4,000円
		第6基準による判定を行う場合 25万7,000円
特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1万1,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	1万6,000円
	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	2万3,000円
	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	6万円
	方メートル以内のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	9万1,000円
	方メートル以内のもの	

床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの	11万3,000円
床面積の合計が 2 万 5,000 平方メートルを超えるもの	14万1,000円

備考 特定建築物の非住宅部分の床面積を特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積とみなして上記の表を適用し算定した額（以下この号において「みなし算定額」という。）が上記の表により算定した額に満たないときは、みなし算定額を手数料の額とする。

第2条第1項第86号の10の表を次のように改める。

建築物の判定単位	手数料の額	
特定建築物の非住宅部分で あって、工場等の用途に供する 部分以外の部分	床面積の合計が 300 平方 メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場 合 6万2,000円
	床面積の合計が 300 平方 メートルを超え、 1,000 平 方メートル以内のもの	第6基準による判定を行う場 合 2万4,000円
	床面積の合計が 1,000 平方 メートルを超え、 2,000 平 方メートル以内のもの	第5基準による判定を行う場 合 7万8,000円
	床面積の合計が 2,000 平方 メートルを超え、 5,000 平 方メートル以内のもの	第6基準による判定を行う場 合 3万円
	床面積の合計が 5,000 平方 メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場 合 10万1,000円
	床面積の合計が 2,000 平方 メートルを超え、 1 万平方メー トル以内のもの	第6基準による判定を行う場 合 4万1,000円
	床面積の合計が 5,000 平方 メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場 合 14万6,000円
	床面積の合計が 5,000 平方 メートルを超えるもの	第6基準による判定を行う場 合 6万8,000円
	床面積の合計が 1 万平方メー トルを超えるもの	第5基準による判定を行う場 合 18万2,000円

	トル以内のもの	第6基準による判定を行う場合 9万円
	床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場合 21万6,000円
	方メートル以内のもの	第6基準による判定を行う場合 10万9,000円
	床面積の合計が 2 万 5, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	第5基準による判定を行う場合 24万7,000円
		第6基準による判定を行う場合 12万8,000円
特定建築物の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以内のもの	5, 0 0 0 円
	床面積の合計が 3 0 0 平方メートルを超える、 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	8, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートルを超える、 2, 0 0 0 平方メートル以内のもの	1万1, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超える、 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	3万円
	床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートルを超える、 1 万平方メートル以内のもの	4万5, 0 0 0 円
	床面積の合計が 1 万平方メートルを超える、 2 万 5, 0 0 0 平方メートル以内のもの	5万6, 0 0 0 円
	床面積の合計が 2 万 5, 0 0 0 平方メートルを超えるもの	7万円

備考 特定建築物の非住宅部分の床面積を特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分以外の部分の床面積とみなして上記の表を適用し算定した額（以下この号において「みなし算定額」という。）が上記の表により算定した額に満たないときは、みなし算定額を手数料の額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に申請を受け付けた事務に関する手数料については、なお従前の例による。

議第37号

富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例制定について

富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市男女共同参画条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号)

富士市男女共同参画条例（平成16年富士市条例第13号）の一部を次のように改正する。

前文中「男女が、」を「全ての人が性別等にかかわらず、」に改め、「、女性プラン及び男女共同参画プランを策定し」を削り、「男女が自らの意思で社会活動」を「全ての人が自らの意思で社会のあらゆる分野における活動」に、「男女が互いに」を「全ての人が性別等にかかわらず互いに」に改め、「尊重し」の次に「、多様性を認め合い、その個性と能力を發揮し」を加える。

第2条第2号中「男女間の」を「性別等による」に、「男女のいずれか一方」を「性別等により不利な扱いを受けている者」に改め、同号を同条第6号とし、同条第1号中「男女が互いに」を「全ての人が」に、「性別」を「性別等」に改め、同号を同条第5号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (1) 性別 身体的特徴及び当該特徴を元に出生時に戸籍の届出により指定された男女の別をいう。
- (2) 性自認 自分が男性又は女性であるか、そのどちらでもないか、流動的であるか等の自らの性に対する自己認識をいう。
- (3) 性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ（恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。）をいう。
- (4) 性別等 性別、性自認及び性的指向をいう。

第3条第1号中「男女の」を「全ての人が」に、「性別」を「性別等」に改め、同条第2号中「社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女」を「性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会制度又は慣行が男女共同参画を妨げるおそれがあることを考慮し、これらが全ての人」に改め、同条第3号中「男女」を「全ての人」に改め、同条第4号中「男女」を「者」に、「家族の介護」を「介護」に、「家族の一員としての」を「家庭における個々の」に、「学校、職場その他の地域社会における活動」を「地域、学校、職場等におけるあらゆる社会活動」に改め、同条第5号中「男女」を「全ての人」に改め、同条第6号を削る。

第6条中「男女が対等」を「全ての人が性別等にかかわらず平等」に改める。

第8条第1項中「男女が平等」を「全ての人が性別等にかかわらず平等」に、「男女が互いに」を「全ての人が」に改める。

第9条の見出し中「性別」を「性別等」に改め、同条第1項中「をいう。」の次に「その他の性別等に関わるハラスメント」を加え、同条第2項中「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻關係

と同様の事情にある者を含む。)からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの」を「、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者の間で起こる暴力行為又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」に改め、同条に次の1項を加える。

3 何人も、性別等に関する個人情報を本人の意に反して他に公開し、及び他に公開することを強要してはならない。

第15条第4項中「男女のいずれか一方の委員の数は、」を「いずれかの性別等の委員の数が」に、「10分の4未満に」を「10分の6を超えては」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第38号

富士市母子家庭等医療費助成金支給条例の一部を改正する条例制定について

富士市母子家庭等医療費助成金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市母子家庭等医療費助成金支給条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
(条例第 号)

富士市母子家庭等医療費助成金支給条例（昭和55年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例

第1条及び第2条中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第3条第1項中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、同条第3項を削る。

第4条中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

第9条第2項中「母子家庭等医療費明細書」を「ひとり親家庭等医療費明細書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた療養に要した医療費に係る助成金については、なお従前の例による。

（富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正）

3 富士市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年富士市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表中「富士市母子家庭等医療費助成金支給条例」を「富士市ひとり親家庭等医療費助成金支給条例」に改める。

議第39号

富士市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例制定について

富士市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例を廃止する条例

(令和　年　月　日
条 例 第 号)

富士市ホームヘルパー派遣手数料徴収条例（昭和57年富士市条例第25号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第40号

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

富士市国民健康保険税条例（昭和42年富士市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項に次の2号を加える。

- (5) 国民健康保険法第59条の規定により給付の制限を受ける者
- (6) その他特別な理由があると認められる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第41号

富士市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

富士市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市介護保険条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条例 第 号

富士市介護保険条例（平成12年富士市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第6号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、同項第7号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号ア中「500万円」を「520万円」に改め、同項第10号ア中「700万円」を「720万円」に改め、同項第11号ア中「1,000万円」を「1,020万円」に改め、同項第12号ア中「1,500万円」を「1,520万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の富士市介護保険条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の

年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第42号

富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例等の一部を改正する条例制定について

富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号

(富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(富士市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 富士市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(富士市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 富士市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予

防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

（富士市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 富士市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条第3項、第2条の規定による改正後の富士市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第3条第3項、第3条の規定による改正後の富士市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第3条第5項及び第4条の規定による改正後の富士市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第3条第5項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」とする。

議第43号

富士市休養林条例の一部を改正する条例制定について

富士市休養林条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市休養林条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号)

富士市休養林条例（昭和50年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 休養林に別表第1に掲げる施設を置く。

第4条第1項中「休養林（富士市保健休養林丸火自然公園（以下「丸火自然公園」という。）を除く。）」を「富士市須津山休養林」に改める。

第6条中「別表」を「別表第2」に改める。

第8条を次のように改める。

（使用料の減免）

第8条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

第10条第1項中「丸火自然公園」を「富士市保健休養林丸火自然公園及び富士市保健休養林野田山健康緑地公園（富士市保健休養林野田山健康緑地公園にあつては、市長が別に定める施設に限る。以下「丸火自然公園等」という。）」に改め、同条第2項各号中「丸火自然公園」を「丸火自然公園等」に改める。

第11条第1項中「丸火自然公園」を「丸火自然公園等」に改める。

第12条第3項中「別表」を「別表第2」に改める。

第13条中「丸火自然公園」を「丸火自然公園等」に改め、同条の表中

「

市長	指定管理者
使用する	利用する

」を「

市長	指定管理者
----	-------

」

に改める。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

区分	施設
富士市保健休養林丸火自然公園	キャンプ場 広場 遊歩道 遊具 トイレ 駐車場

富士市須津山休養林	管理棟 キャンプ場 トイレ 駐車場
富士市保健休養林野田山健康緑地公園	キャンプ場 広場 遊歩道 トイレ 駐車場

別表第2（第6条、第12条関係）

区分	単位	施設
キャンプ 場テント サイト	富士市保健休養林丸火自然公園	1区画1泊 1,000円
	富士市須津山休養林	1区画1泊 520円
	富士市保健休養林野田山健康緑地公園	1区画1泊 6,000円（ただし、オートキャンプの用に供する区画にあつては、8,000円）

備考 使用し、又は利用することができる時間は、午前11時から翌日午前11時までとする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議第44号

富士市空家等の適正管理に関する条例制定について

富士市空家等の適正管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市空家等の適正管理に関する条例

(令和 年 月 日)
条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、市、所有者等、市民等及び事業者の責務等並びに空家等の適正な管理及び特定空家等の発生の予防に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等であって、本市の区域内に所在するものをいう。
- (3) 管理不全空家等 適正な管理が行われていない空家等であって、そのまま放置すれば倒壊等保安上危険となるおそれのある状態又は衛生上有害となるおそれのある状態、景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切となるおそれのある状態にあると認められるもの（特定空家等と市長が認めたものを除く。）をいう。
- (4) 所有者等 法第3条に規定する所有者等をいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は通学する者及び市内で事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (6) 事業者 市内で不動産業、建設業その他空家等に関連する事業を営む者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、空家等の適正な管理の促進のために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の実施のために必要な体制の整備に努めなければならない。
- 3 市は、所有者等が行う空家等の適正な管理について必要な支援を行うものとする。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、その所有し、又は管理する空家等を適正に管理しなければならない。

- 2 所有者等は、空家等を有効に活用するよう努めるものとする。

3 所有者等は、市が実施する空家等の適正な管理に関する施策に協力するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、市が実施する空家等の適正な管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、適正な管理が行われていない空家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、市が実施する空家等の適正な管理に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、空家等及び空家等の跡地の活用の促進に努めるものとする。

(立入調査等)

第7条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定による調査のほか、空家等に関するこの条例の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市長は、第9条及び第10条の規定の施行に必要な限度において、職員又は委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査（以下「立入調査」という。）をさせることができる。

3 市長は、前項の規定により職員又は委任した者に立入調査をさせようとするときは、その5日前までに、空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、所有者等を確知することができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定空家等に対する措置)

第8条 市長が特定空家等の所有者等に対し行う助言、指導、勧告、命令及び代執行については、法第14条に定めるところによる。

2 市長は、前項の規定による措置を講ずるときは、必要に応じ、第11条に規定する富士市空家等対策協議会に意見を聴くことができる。

(管理不全空家等に対する助言又は指導)

第9条 市長は、管理不全空家等があると認めるときは、当該管理不全空家等の所有者等に対し、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指

導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導を行うときは、必要に応じ、第11条に規定する富士市空家等対策協議会に意見を聴くことができる。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、特定空家等又は管理不全空家等の倒壊等により人の生命、身体又は財産に危害が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認めるときは、これを避けるために必要な最小限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を自ら講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該特定空家等又は管理不全空家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置の内容を通知するものとする。ただし、所有者等を確知することができないとき、又は所有者等に通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その費用を所有者等から徴収することができる。

4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該緊急安全措置の内容を次条に規定する富士市空家等対策協議会に報告するものとする。

(富士市空家等対策協議会)

第11条 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の策定及び変更並びに実施について協議するため、法第7条第1項の規定により富士市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、市長及び委員11人以内で組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者等
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることがある。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関等との連携)

第12条 市長は、空家等の適正な管理に関し必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関（以下「関係機関等」という。）に対し、協力を要請することができる。この場合において、市長は、関係機関等に対し、必要な情報を提供することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(富士市附属機関設置条例の一部改正)

2 富士市附属機関設置条例（平成30年富士市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1富士市空家等対策協議会の項を削る。

(経過措置)

3 前項の規定による改正前の富士市附属機関設置条例（以下「旧富士市附属機関設置条例」という。）第2条第1項の規定により置かれた富士市空家等対策協議会は、第11条第1項の規定により置かれた協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

4 この条例の施行の際、現に旧富士市附属機関設置条例第4条第2項の規定により委嘱された委員である者は、この条例の施行の日に第11条第3項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第4項本文の規定にかかわらず、同日における旧富士市附属機関設置条例第4条第2項の規定により委嘱された委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

議第45号

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する
ものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

富士市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富士市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（経営の基本）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第3条の2 病院事業に附帯する事業として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行うものとする。

第5条中「及び感染対策室」を「、感染対策室及び診療情報管理室」に改める。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議第46号

富士市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

富士市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

富士市火災予防条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号)

富士市火災予防条例（昭和41年富士市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項中「変圧して、」の次に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の次に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、第11号を第12号とし、同号の次に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること並びに充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、

同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、

同項中第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げる、第1号として次の1号を加える。

- (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条（見出しを含む。）中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第44条第1項中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げる、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

第44条第2項中「充てんする」を「充填する」に改める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の富士市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議第47号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

(富士市交流プラザ及び富士市富士川ふれあいホール)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | (1) 富士市交流プラザ
(2) 富士市富士川ふれあいホール |
| 2 指定管理者となる団体の名称 | 公益財団法人富士市振興公社 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |

議第48号

公の施設の指定管理者の指定に関し議決を求めるについて

(富士市立少年自然の家、富士市立丸火青少年の家及び富士市保健休養林
丸火自然公園)

次の公の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

記

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1 公 の 施 設 の 名 称 | (1) 富士市立少年自然の家 |
| | (2) 富士市立丸火青少年の家 |
| | (3) 富士市保健休養林丸火自然公園 |
| 2 指 定 管 理 者 と な る 団 体 の 名 称 | 特定非営利活動法人ホールアース研究所 |
| 3 指 定 の 期 間 | 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで |

議第49号

市道路線の認定について

市道の路線を次のように認定することにつき、道路法（昭和27年法律第180号）
第8条第2項の規定により議決を求める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線認定調書のとおり

議第 50 号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止することにつき、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
第 10 条第 3 項の規定により議決を求める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線廃止調書のとおり

議第 51 号

市道路線の変更について

市道の路線を次のように変更することにつき、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
第 10 条第 3 項の規定により議決を求める。

令和 3 年 2 月 16 日提出

富士市長 小長井 義正

記

別添市道路線変更調書のとおり

議第52号

令和2年度富士市公共下水道事業会計剰余金処分について

令和2年度富士市公共下水道事業会計資本剰余金（受贈財産評価額に限る。以下「資本剰余金」という。）を別紙の理由により次のように処分することにつき、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により議決を求める。

令和3年2月16日提出

富士市長 小長井 義正

記

1 資本剰余金	61,300,638円
2 資本剰余金処分額	2,366,952円
3 処分後の資本剰余金	58,933,686円

別紙 令和2年度富士市公共下水道事業会計剰余金処分理由

富士市公共下水道事業会計において資本剰余金の受贈財産評価額として計上されている富士市公共下水道事業の管路用地である次の表に掲げる土地については、道路及び公園用地とするため、富士市一般会計に所管替えをするものであるが、この所管替えに当たり、資本剰余金の受贈財産評価額を減少する必要が生じたため、本案のとおり処分するものである。

No.	所在地番	登記簿地目	登記簿地積 (m ²)	価額 (円)
1	富士市富士見台7丁目11番14	宅地	215.46	1,200,678
2	富士市富士見台7丁目11番21	宅地	81.16	452,274
3	富士市富士見台7丁目17番	公衆用道路	170	714,000
合計			466.62	2,366,952